

## 令和7年度第1回文化振興審議会議事録

- 1 開催通知年月日 令和 7年 5月28日(水)
- 2 開催年月日及び時刻 令和 7年 6月 3日(火)  
午前10時00分 ～ 12時00分
- 3 開催場所 近江八幡市役所4階 第3・4委員会室
- 4 出席委員名(敬称略) 中川幾郎、辻喜代治、國松完二、高島知佐子、浅岡徹夫、  
疋田三保、中西和子、雪吹薫、三橋亮子
- 5 欠席委員名(敬称略) 上野智士
- 6 事務局出席者 辻部長、浅田課長、才本課長補佐、本田主任主事、増田主事、  
山田主事、不破主事
- 7 審議事項
  - (1) 近江八幡市文化振興基本計画進捗状況について
  - (2) 近江八幡市立安土文芸の郷公園指定管理者募集要項(案)及び近江八幡市立安土文芸の郷公園指定管理業務仕様書(案)について
- 8 報告事項
  - (1) 令和6年度近江八幡市まちづくり芸術振興事業補助金採択事業の実績について
  - (2) 令和7年度近江八幡市まちづくり芸術振興事業補助金の採択結果について

### 開 会 (午前10時00分)

定刻となり部長が挨拶。委員総数10名中9名の出席により、市文化振興審議会規則第3条第2項に定める定足数を満たしているため審議会が成立していることを確認。

議事録署名人に、中川会長と、高島委員が選出された。同規則第3条第1項により会長が議長となる。

議長より事務局に、会議公開の原則から本日の審議内容における非公開事案の有無を問い、非公開事項に該当しないことを確認。

### 審議事項：(1) 近江八幡市文化振興基本計画進捗状況について

事務局より説明。令和6年度に実施した全88事業の中から20事業を抜粋し、庁内プロジェクト委員会で点検評価を行った。審議会では、その中から子どもを対象に実施されている事業を中心に10事業について審議。委員の主な意見は以下のとおり。

### ●全体的な事項

◎事業調査の時のチェックの問題もあるかと思いますが、項目6番の広報の方法について、事業ごとにチェックが入っているものがバラバラです。市ホームページとか報道機関提供、ケーブルテレビにチェックがない事業が結構多いと思います。この広報の方法が、事業の拡大に影響している部分もあるかと思いますが。SNSは登録者の問題もありますが、市外の人の利用促進に繋るのではと思います。

◎全体を通して、事業ごとの関連性が少し気になりました。芸術文化領域の事業は1年度、1事業で達成できることは、かなり限られています。新しい人達を発掘したり、参加を促したりしていくとなると、一つの事業だけでできるものではなく、事業同士の関わりによって関心を高めていくということもあります。そうすると指定管理事業と文化振興課が行っている事業にもかなり親和性があり、一緒に行っていくと、もっと高い効果を発揮できるものもあると思いました。やはり事業毎の評価になっているため、評価項目に他の事業との関連性とか相乗効果があると、現場でも生きていくのではと思います。

◎事業カード化することで、客観的なデータが出てきましたが、粗も出てきました。他の分野の事業との関連効果を書く箇所がありません。事業カード化にあたり、実施している事業がどういう分野と関連しているのか、職員の意識を掘り下げられたらと思います。福祉にも影響があります、教育にも影響があります、交通安全に影響します、防犯効果ありますとか、ポリシーコンプレックスを意識した記入欄を設けたらどうかと思います。

◎満足度調査は行われていると思いますが、満足度調査イコール政策評価ではありません。あくまで参考データです。正しい政策評価指標は、社会的に有益な変化を客観的に測定することです。ただ、これには結構費用もかかるため、日報もしくは月報を工夫することが一番費用はかかりません。ですから、最初に掴まえるデータはアウトプットがどれだけ増えてきたかを見ることです。図書館でいうと総貸し出し冊数がレアデータです。そこから上がって、今度は登録者率とかを増やしていく訳です。アウトプットの増を確認していくことは大事ですけど、それだけではポピュリズムに転落するという批判があります。そこで対象となるターゲットの母数に対して、どれくらい参加率が上がったかをターゲットで区切る、セグメントするということが大事ではないでしょうか。そういう意味では、この事業カードは、主体別というか、サービス供給側の区分になりすぎています。音楽振興事業と書いてありますが、これは音楽振興するための事業ではない。子どもたちに音楽の鑑賞をする機会を提供する事業です。そうすると音楽教育振興事業です。音楽を振興するための事業ではないので、ネーミングもそろそろ変えた方がいい。それから幼稚園と小・中学校にアーティストをアウトリーチで派遣する事業が全部入っていますが、これはもっと区分した方がよいのではないのでしょうか。民間の私立幼稚園も含め幼稚園とか認定こども園にアートをデリバリーする事業と小・中学校にアーティストを派遣する事業と分けて、事業区分を分離した方がいいかもしれません。

また、民間にも派遣するように拡大できるのかは重要な指摘だと思います。かつて病院へのアーティスト派遣を行ったことがあります。公立病院から始めたけれども私立病院にも広げて欲しいという要望があり、県内の私立病院にも拡大しています。教育分野においては、私立だからと分ける必要性はないと思います。むしろ私立が頑張ってくれているため、公立は撤退できるわけです。住民自治がしっかりしてくればくるほど、団体自治はより高次のところにシフトできます。逆に私立では経営が無理だという分野に、公立のサービスを持っていけばいいわけです。例えば障がい者支援を、私立で最後まで行って欲しいというのは、本当は少し団体自治の手抜きだと思っています。そういう意味で、公私の別なく

行っていただいたらどうかと思います。

できれば事業区分とか、その整理の仕方も、いわゆるサービスを受ける側を主体として整理したらどうでしょうか。子ども対象とか障がい者対象、外国人対象、高齢者対象、低所得者向け、時間的貧困者向けです。私は暇だと言っている人は、社会関係貧乏です。暇で仕方がない、友達が誰もいないというような人を何かいざなうような事業とか、いわゆる経済、社会関係、健康それから時間、貧困者とか困難者を対象とした芸術体験格差を克服するということを、もう少しきちっと据えた区分に切り替えた方がよいと思います。あまり大きな手直しをする必要はありませんが、気付いた点としては、音楽振興事業に二つも三つも事業が入っていることです。音楽を振興する責任は、自治体にはありません。そんな責任どこにもありません。音楽家を育てるとか、音楽を振興するというのは地方公共団体の責任ではありません。むしろ音楽を享受する体験格差を克服する責任がある。そう思った方がよいのではと思います。

◎他の委員の方の意見も含めて事業カードを加筆修正してください。特に事業評価・政策評価に関しては、アンケートだけでよいというのは、少し安易すぎます。アンケートを取るならば、認知度調査から始まった方がよいと思います。知っていた、知らなかった、また利用する、しない。気持ちよかった、気持ち悪かった。あるいは何に満足した。これが良かった、そういうふうにグレードを上げてくのならよいが、始めから満足ですか、どうですかと聞くと、近江八幡の人は思いやりがあるので不満足と書きにくいです。

◎学校のクラブ活動は地域移行だと文部科学省は言っています。これに関してはどこで受けていくのか、考えておかないといけない。文化協会からも派遣できますという方がおられるかもしれません。いや文化協会とは無関係で行ってくださいというのなら、それははっきりしておくといいと思います。文部科学省は、地域でクラブ活動のリーダーをと言っており、文化クラブのリーダーも含めていますから、諮問事項に入れるべきか、入れるべきではないのか、一度事務局で判断を加えてください。

#### ●事業No.9 安土文芸の郷指定管理事業／文化振興課（安土文芸の郷振興事業団）

◎キッズダンスは、参加者の満足度は100%で、素晴らしいということになるかと思いますが、実際の参加者は合計で19名しかいない。せっかく行っている事業が、極少数の人だけで、非常によかったとなつてはいないかと思います。そこで、もっと多くの人に参加してもらおう工夫というか、横展開を考えないといけないと思います。広報活動により、よい部分を周知し、活動を広げていくような展開を努力しないといけないのではと思います。

◎少ない人数で頑張っておられますが、前と比べて改善されたとか、工夫されたことがあれば、事業実施にかかる効果に書いていただけるとよいと思います。障がい者の方とか、高齢者の方ということもありましたが、何か工夫されたことがあれば、記載があるとよいと思います。あと、今後の方向性に老朽化のことが出てくるので、安全性やサービスについ

でも、きちんと追いかけていただきたいと思います。

- ◎文芸セミナーヨに時々行きますが、交通がもう少しよくなればと、いつも思っています。赤こんバスで2時間位待ってからコンサートが始まるという時もあり、市で考えていただければと思います。

#### ●事業No.1 1 文化団体活動支援事業／文化振興課

- ◎補助金を出すということが方針に沿うというのは、そのとおりだと思いますが、お金を出すだけではなく、近年は活動しやすいようにサポートしていくなどお金以外の面も、各自自治体で行われているケースもあり、そうした部分がどうなのかと気になります。

- ◎参加の機会の拡充を評価としてあげておられるため、もっと市民の皆さんに伝わるような広報がなされるとよいと思います。

#### ●事業No.1 4 茶道体験／幼児課

- ◎体験だけではなく、今お茶は人気があり、抹茶が売り切れるという事態も生じています。やはり日本の精神文化であり、歴史的な意味も含めて子どもの頃から親しむということは非常に大事だと思います。お茶は原点をたどると僧侶の最澄と空海が、中国から持ち帰った薬だった。最初はそこから始まっています。そういうことを、今教え、本当にお茶を歴史から学んでいく。体験だけで終わらないプロジェクトにしていただけたらと感じています。

- ◎八幡茶会とか、そういうふうな形で広げたらどうかと思います。お茶の歴史も含めてですが、特に近江八幡は織田家との関わりも深いです。有楽齋とか、そういうものを掘り下げたり、お茶会から歴史に広げたりする。それだけ独立させた形での展開というのが近江八幡の一つのアイデンティティになるという気はします。子ども体験というよりも、もう少しレベルアップした形に展開するような発展形に持って行くと面白い。そうすると近江八幡から京都とか色々なところに発信できるプロジェクトになると思います。

#### ●事業No.2 3 歴史文化資産普及啓発事業／文化振興課

特になし

#### ●事業No.3 4 音楽振興事業／文化振興課

特になし

#### ●事業No.5 0 市美術展覧会／文化振興課

- ◎やはり新しい方の開拓ということで、時代が段々変わってきているため、映像だとか新しい分野の議論も行われたらと思います。県展もですが、出展者が高齢者ばかりで、入賞されるのも同じ人ばかりという現象だと思います。これから続けるには、若い方に新しい市

展の魅力を伝えていくということが大事と思います。

◎いろんなところでこういう市民展というのが減少しています。解決策の一つとして、例えば近江八幡独特のテーマをその年度に掲げていくなど、テーマ性もあると思います。それからもう一つは子どもの青少年の美術展覧会との関連をうまくできないかなと思います。これには1000点以上の作品も出る訳ですから、こういうところにアピールし、例えばその部門を設けるとか、そういうことで若手を引っ張り出していくような方法があるのではと思います。

●事業No.59 子ども文化芸術賞／文化振興課

特になし

●事業No.63 マナビ通信／生涯学習課

特になし

●事業No.70 青少年美術展覧会／学校教育課

特になし

●事業No.71 アートで広げる子どもの未来プロジェクト事業／文化振興課

◎文化芸術鑑賞は小学校の4年生～6年生が対象ということですが、幼稚園でも人形劇とかを園ごとに鑑賞していますが、なかなか予算が厳しくプロの観賞ができない。この文化芸術鑑賞を4年生～6年生だけでなく、就学前にも広げていただけたらありがたいと思います。

◎アウトリーチを頑張っているということだと思います。ただアウトリーチは結構難しいと思うので、行った時に都度反省会を持ち、ああすればよかった、こうすればよかったという見直しの機会を持たれるとよいと思います。

審議事項：(2) 近江八幡市立安土文芸の郷公園指定管理者募集要項(案)及び近江八幡市立安土文芸の郷公園指定管理業務仕様書(案)について

事務局より説明。令和8年度からの近江八幡市立安土文芸の郷公園の指定管理者の選定に伴い、指定管理者に求める各種事業と文化振興基本計画、文化振興基本条例に掲げる各種施策との整合性を審議。主な意見以下のとおり。

●意見

◎別記仕様書の地域移行の話が気になります。これから先5年という指定管理期間の中で、近江八幡の文化会館との事業連携を、市か指定管理者かどちらが担うのかわかりませんが、やはり小学校、中学校のクラブ活動の地域移行の受け皿として、明記するかどうか検討が必要と思います。もう一つは福祉だとか、福祉施設へのアウトリーチをしてくださいとか、

そこまで踏み込むかどうかです。守山の市民ホールでは吹奏楽部の受け皿を文化会館で担っておられます。それは中・高の吹奏楽部の生徒さんで、もっと上手になりたいという子どもさんを文化会館で受け入れていただくというのがあります。隣の旧蒲生町のあかね文化ホールには、過去に小学校に金管バンドというのがあり、小学校に2人とか3人とか位しかいないので、合同チームを作るみたいな感じで、ホールで金管バンドを作ろうという動きをされていました。これから先5年という指定管理のため、地域移行と福祉施設などへのアウトリーチを明記するかどうかは検討いただければと思います。

◎文芸の郷公園は指定管理で運営していますが、かたや文化会館は直営です。例えば旧安土町地域に対して、アウトリーチ事業をしようとか保育所・幼稚園、小・中学校に行く時は、文芸の郷がむしろ主体として、アウトリーチの機能を担うのかということです。その場合、旧近江八幡地域は文化会館事業として、その機能を同じように担えるかということをお問われるということになります。あるいはどちらかで一本化しますという時に、それは行政が当面は一本化して担いますというやり方もあります。そうすると文芸の郷にはあまり負荷をかけることなく、スタートはできる。ですが、行政本来の文化振興課に係る業務量が大きくなります。このあたりをどうするか今問いかけていることと変わらないと思います。ですので、文芸の郷だけの話では済まない。近江八幡市は旧安土町と旧近江八幡市が合併してからこの話はいつもあります。両地域足並みを揃えようとすると、整理しないといけない問題があります。片一方は、ホールを持っており直営で、片一方は財団が経営しているという合併以前からの形を引き継いでいる関係で、調整しにくいというのは分かりますが、胸の痛いような記憶があります。滋賀県の文化振興事業団とびわこホールとが、片一方は廃止して、びわこホールに一本化したという歴史があります。びわこホールが生き残った条件は、県内のアウトリーチに関する仕事を引き受けますと覚悟したということです。片一方の文化振興事業団は、スポーツ施設も持っていたし、希望が丘公園も持っていたけれども、それも全部新財団に引き続いて合併吸収されました。一つの財団として存続するにあたり、承認を得る大きな条件だったのは、いわゆるホールを管理するだけの財団はもう時代遅れであり、事業を行いなおかつ県内に展開する能力を持つべきだということが、世論の支持を得たと思っています。ですので、セミナリヨを運営する財団の生きる道として、そういうことが問われる。単なる館管理だけの財団は今の時代に流行らないということをおっしゃったのではと私には聞こえています。いつまでもそんな財団の存在価値は認められない。はっきり言いますが堺もそうでした。堺の文化振興事業団も、いわゆるアウトリーチ事業の主体となることによって、それを認めてもらったという歴史もあります。政策課題としては重たい課題ですけども、いつかは解決しないといけない課題であり、発展的にそういう事業を引き受けることをやってほしいと思います。また、いわば財団というのは専門機能を温存する装置ですから、そういう専門技能のアウトリーチ、アートマネジメント機能は、一般職人事ではとても担えません。財団にはその機能があって欲しいということです。今日、委員から指摘もあり、課題として受け止めておかれた方がよいと思います。

◎財団があるにも関わらず、公募にかけるといことは力がなければ解散してくださいという宣告です。財団を作ったということは、随意指定するのが本当はマナーです。例えば、岸和田でも解散を覚悟して競争選定を行い、結局負けて解散しています。セミナリヨも財団の解散ということを反面予告しているみたいなものです。競争選定をするのならば、そういう覚悟を持ち財団も受けますというかもしれない、またはそんな邪険にされるのならば受けませんというかもしれない。ですが、財団は市民財産ですので、本当はそれなりに気をつけないといけない話だと思います。

◎これからの近江八幡の人口の中でシニアがどれくらいか把握することも非常に大事だと思います。それから多世代交流館の利用者が少ないと感じています。これからは団塊の世代が亡くなり、高齢者が多くなるので、その辺は課題としてでてくるのではないかと思います。その場合、やはり交通機関というのは非常に大事だと思っています。定期的に行きたいとおっしゃっている方は結構いますが、交通が不便だという声を周囲から聞いています。人数が増えたら、入場料も増えます。安土のセミナリヨのパイプオルガンは素晴らしいものですし、なかなか他の所にもないもので、500円のワンコインコンサートもあり、素晴らしいと思っています。交通の循環をうまくしていただいたら、もっと人数は増えるのではないかなと普段考えています。リピーターを増やすことにも繋がるのではないかと思います。

◎今、全国的に合理的配慮の提供というところが指定管理の仕様書の中でどのようにうたわれているのか興味があります。合理的配慮の提供について、費用的な負担を求めるといよりも、市の意識としてそういったことが一筆あってもいいのではと思います。

◎競争させるという意味で言えば、得意分野が違うと思います。公募される方によっては、セミナリヨについては絶対今よりもよくするという方もいれば、グラウンドを有効活用したいという方もあるかもしれません。これを全部みんなバラバラにとはいかないでしょうけど、いくつかの分類について各々競争する。全部を公募するというのはもちろんですが、分けるというやり方もあるのではないかと思います。

◎仕様書の中に、法令等の遵守というのがありますが、この中に近江八幡市の文化振興条例やスポーツ推進条例があると思いますが、それが無いのが少し変だと思います。特記仕様書で、文化振興条例や計画が出てきますが、つじつまがあっていない気がしますので、法令等の遵守のところには文化振興条例やスポーツ推進条例を入れておかないといけないと思います。

◎自主事業という言葉の定義を気にしていましたが、事業仕様書の中に定義が書いてあったので安心していきます。お願いしたいのは、受任者となる団体には、必ず文化振興条例、文化基本計画及び近江八幡市の文化政策はこうです、その上で、この施設はこういう役割を果たしますということを理解してもらうための研修の受講を義務付けてください。行政職

員と同等の研修です。行政職員も同じように、文化政策の研修を受けずに担当することは危険ですから、必ず年に1回は受けるようにしてください。配置転換があった場合も、新人と同じように扱います。それは例えば公文協や、地域創造であるとか、あるいは文化庁が主催する公立文化施設とか文化政策の担当者研修会に行かれることで代用することも可能です。そうであったとしても近江八幡市の文化条例と文化計画に関しては、学習できませんので、それに行ったからよいでしょうという訳にはいかないと思います。これを条件付けで入れておいてください。

報告事項：(1) 令和6年度近江八幡市まちづくり芸術振興事業補助金採択事業の実績について

報告事項：(2) 令和7年度近江八幡市まちづくり芸術振興事業補助金の採択結果について

◎7年度も、6年度も、対象事業が文化ということでこういうような目的のものの採択が多いと思います。その中で採択事業にヨシの保全がありますが、こういった自然科学的な分野も、3割位あればよいと感じます。そういう分野からも近江八幡のよいところをつまみ出して、バランスよく行っていただけたらと思います。先ほど審議資料で、近江八幡市はクラシック音楽的ではないという意見がプロジェクト委員からありましたが、やはり少数の方はクラシック音楽が好きな方もいます。近江八幡は伝統的なことを保持してきた、商人として商業的なことも保持してきたまちですので、そういうような意識を持つのはあまりよくないと思いました。文化ですから難しいかもしれませんが、自然科学的な方面も少し頭に入れて、7対3、8対2でも結構ですので補助も考えてくれればと思います。

◎せつかく20万円から300万円に増えたので、補助金の中に少し方針みたいなものが示されてもいいのではと思います。イベントに対して出すというのではなく、先程も美術の展覧会に若い人があまり来ないということがありましたが、例えば青少年とか若い学生が、トライできるような枠を設け、そういうものに繋げていく。若しくは形の決まったイベントではなく今までないようなイベントにチャレンジする、チャレンジ枠を設ける。市として育てていきたい領域と既存の事業を結びつけるということ意識した補助金活用があってもいいのではと思います。

◎奈良市の例では、映画祭では駄目だという意見が出て、高校生のための映画作りスクールを作りますというので合格しています。教育プログラムが入りました。やはり公のお金をとるということは、教育的効果とか、社会公益的効果を求められるので、単なる経済効果だけでは駄目です。消費乗数理論はもう市町村がとる必要はありません。市町村には投資乗数とか消費乗数とか狙うほどの大規模な資力がない。それは国が行えばいいことです。市町村で博覧会を行っても仕方ありません。単なる消費だけでなく、やはり人的投資とか、知的投資に繋がるようなものを行う必要がある。そういう意味で、例えば、こういうことが望ましいですという事例を豊富に書いた方がいいと思います。

## その他意見交換

◎課題として残ったのは、学校のクラブ活動の話です。クラブ活動のリーダーは学校の教員がやる必要はないと文部科学省は断言しました。教員の働き方改革という意味で、登下校の安全管理も教員の義務ではない。学校のクラブ活動、特に文化系のクラブ活動、スポーツ系のクラブ活動に分かれますけど、スポーツ系のクラブ活動は地域移行、地域協力があちこちで既に始まっています。ですが、問題も起こっています。何の問題が起こっているかという、子どもに暴力を振るう人や暴言を吐く人、容貌をけなしたりする人が出ています。そういうことを防ぐためのシステムは作らないといけないと思います。学校に行ってもらふ限りは、最低限準教育者として、子どもの権利とか児童の人権というのを学習しないといけない。それからコミュニケーションに関する最低限のレッスンを受けてほしい。手を出したら駄目だというのは当たり前のことですが、言葉の暴力も同じです。実は堺市で、アーティストを小学校・中学校に派遣する制度をスタートさせた時に、エントリー時に、書類審査と実際の面接を行い、OKを出した方に対しては、MCもそうだし、語りの練習と児童の権利条約の学習をしてもらいます。つまり子どもの人権を学習してから現場に入る。配置につけています。そういうシステムを用意する必要がそろそろ近江八幡にも出てくると思います。それとプロのアーティストばかりを考えるのではなく、地元に住んでいるいわゆるレッスンプロと言われる人たちも含めて能力のある人はいます。そういう人たちを活用する、出てきてもらうということも市民人材の登場ということでよいのではないかという意見も出てきています。それについてはそれらの団体を束ねている、例えば文化協会会長のよう人が仲介して、どうしますかと皆に諮っていく必要もあります。行く気のある人があるのなら、制度を作って貰おうとか、いやいや、もうそこまで相手にしてもらったら困りますという団体もあります。文化協会としても、そこまで関わるべきではないという事例もあります。その場合は協会にお断りする必要がないので、自前で行政がプロの人達を探さざるをえない。今、酒田市や北上市、舞鶴市では、文化協会に関係なく何をやっているという話にならないよう、協会と既に話し合いが進行中です。こういう調整をそろそろ開始してください。もしそれで協定ができれば、それはそれでいいです。私たち文化協会のやっている活動はそこまで手を広げることは考えていません、その時期が来たらしますというのも一つです。今は、当面は静かにしておいて欲しいというのも一つです。ですから、相談は絶えずかけておいて欲しい。市内在住のアーティストの立場を尊重するという意味です。それを今からの課題として考えておいていただけたらと思います。

◎鑑賞機会の提供というところがあると思います。そういう視点でいうとユニバーサルデザインと書いてらっしゃるところの項目だとは思いますが、そこが障がい福祉課任せになっているなという印象は感じます。まずは鑑賞機会というところと活動する人の支援というところはまだまだ不足していると思います。

閉会 (午前12時00分)